

高齢者虐待防止・身体拘束適正化に 関する指針



法人名	株式会社 pro.vision
代表者	新谷 明子
法人所在地	京都市中京区金座町 22 ストーケビル三条烏丸
事業所名	ポシブル梅小路

虐待防止に関する指針

1－1 虐待防止に関する考え方

当事業者では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、利用者の人権擁護・虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見、早期対応、再発の防止に努める。虐待の定義に該当する次の内容および関連する不適切な行為を一切行わないこととする。

〈虐待の定義〉

- i 身体的虐待：利用者（高齢者・障害者とそれぞれの記載があります）の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

1－2 虐待の防止のため基本方針

当事業所においては、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、体制を整備するとともに、必要な措置を講じるものとする。

1－3 虐待防止の対策を検討する委員会の設置について

虐待防止のための対策を検討するため、虐待防止対策委員を設置する。また、虐待防止について委員会で検討を行った際は、その結果を職員に周知徹底する。

虐待防止対策委員会の構成

委員長（責任者）	本社	新谷 明子
委員（事業所代表）	鳥丸御池	谷本 拓真
委員（事業所代表）	桂	渡邊 茉莉子
委員（事業所代表）	梅小路	富塙 一真

1－4 虐待等を防止するための職員の研修の実施

全職種の職員を対象とし、人権擁護、虐待防止の意識を高めるとともに、利用者特性を理解し、適切なお客様対応ができるよう、研修を実施する。研修は、年に1回実施する。

1－5 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談について、事業所に苦情等相談窓口を設置し、寄せられた内容について、事業所の担当責任者に報告し、速やかに解決するよう努める。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者（管理責任者）に相談することとする。苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払うこととする。

1－6 虐待防止通報の義務

サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先することとする。

1－7 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

1-8 成年後見制度の利用支援

- (1) 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。
- (2) 利用者の意思決定が困難な場合には、成年後見人と相談の上、利用者に最適な支援を提供する。
- (3) サービス利用契約は、成年後見人が代行して締結することができる。この場合、契約内容について利用者に分かりやすく説明する。
- (4) 利用者の個人情報の取り扱いに関しては、成年後見人に適切な情報を提供し、個人情報保護に配慮した対応を行う。
- (5) 利用者及び成年後見人からの苦情については、迅速かつ適切に対応し、解決に向けた努力を行う。

身体拘束等の適正化の推進

2-1 身体拘束適正化委員会の設置について

身体拘束の適正化のため、身体拘束適正化委員会を設置、開催し継続して対策を検討する。また、検討結果について職員に周知徹底する。やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束適正化委員会にて十分検討を行うこととする。

身体拘束適正化委員会の構成

委員長（責任者）	本社	新谷 明子
委員（事業所代表）	鳥丸御池	谷本 拓真
委員（事業所代表）	桂	渡邊 茉莉子
委員（事業所代表）	梅小路	富塙 一真

2-2 身体拘束の適正化に関する研修について

身体拘束の適正化の基礎的な内容等について、従業者が十分理解を深めた上でご利用者の対応を行うことができるよう、定期的に研修を実施する。研修は新規採用時、および年1回実施する。

2-3 身体拘束適正化のための取り組み

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する身体拘束および認知症ケアの専門性を高めるための研修実施
- (3) 全職種の職員に対する、身体拘束に関する自己チェックシートの実施とその活用。

利用者等に対する指針の閲覧

- (1) 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

<更新履歴>

更新日	更新内容
2023年10月1日	作成
2024年6月1日	ポシブル桂の代表者変更
2024年8月1日	追記記載（成年後見制度の利用支援、利用者に対する指針の閲覧）